

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料は、月額16,260円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。

また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置すると、納付を督促する文書（督促状）を送付し、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金を課すだけでなく、納付義務のある方（※₁）の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度がありますので、役場の国民年金窓口へご相談するようお願いいたします。

※₁ 納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります。

国民年金保険料免除などの申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

平成28年度の免除などの受付は、平成28年7月1日から開始され、平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができるようになりました。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方などは、役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

【お問合せ】むつ年金事務所（国民年金課）
住民福祉課 住民係 担当：宮澤

自動車税の納付をお早めに

平成28年度の自動車税の納期限は、6月30日（木）です。

自動車税は、下北地域県民局県税部窓口、金融機関およびお近くのコンビニエンスストアなどで納付できます。コンビニエンスストアなどでは、休日・夜間でも納付できますが、納期限を経過したときは取扱いできない場合がありますので、納期限を守って納付してください。

また、クレジットカードでも納付できるようになっています。納付の手続きは、パソコン・携帯電話で「Yahoo! 公金支払い」のサイトから納税通知書に記載されている「納付番号」、「確認番号」やクレジットカードの番号などを入力して行います。（1件につき決済手数料324円（税込）がかかります。）

納税通知書についている納税証明書は、車検の際に必要となりますので、車検証と一緒に大切に保管してください。

【お問合せ】下北地域県民局県税部納税管理課 ☎22-8581（内線210、211）